

# 【大切なお知らせ】

※令和7年4月1日から食事の標準負担額が変更になります。

令和7年3月31日まで【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般			490円（注）
非課税世帯 住民税	低所得者Ⅱ （区分Ⅱ）	過去12か月で90日以内の入院	230円
		過去12か月で90日を超える入院	180円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注） 指定難病の人などは280円です。



令和7年4月1日から【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般			510円（注）
非課税世帯 住民税	低所得者Ⅱ （区分Ⅱ）	過去12か月で90日以内の入院	240円
		過去12か月で90日を超える入院	190円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注） 指定難病の人などは280円です。